

作成日：2017年10月21日

台湾

Taiwan

特許庁の所在地：

經濟部：Ministry of Economic Affairs (MOEA) 所属の

台湾知的財産局：Taiwan Intellectual Property Office (TIPO)

3F, 185 Hsin-Hai Road, Sec. 2,

Taipei 106,

Taiwan

TEL: 886 2 2738 0007

FAX: 886 2 2377 9875

Email: ipo@tipo.gov.tw

Website: <https://www.tipo.gov.tw/>

## 目 次

### < 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無(存在する場合は連絡先も含む)
5. 出願言語
6. その他関係団体(連絡先)
7. 特許情報へのアクセス方法

### < 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について(存在する場合)
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)
9. 存続期間及びその起算日(権利の発生日)
10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要(国内段階移行期限等)
11. 留意事項

### < 実用新案制度 >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について(存在する場合)
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)
9. 存続期間及びその起算日(権利の発生日)
10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について
11. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要(国内段階移行期限等)
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

## **共通情報**

### **1. 加盟している産業財産権関連の条約**

- (1) 台湾は、国際条約や協定等に加盟しておりません。
- (2) 但し、世界貿易機構（WTO）に加盟していますので、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）の適用を受けます。

### **2. 特許審査ハイウェイ実施状況**

日本国特許庁のウェブページに特許審査ハイウェイ（PPH: Patent Prosecution Highway）の実施状況について詳細の説明があります。  
[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t\\_torikumi/patent\\_highway.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm)

### **3. 現地代理人の必要性有無**

台湾に住所を有していない出願人は、現地代理人（弁理士又は弁護士）を選任しなければなりません。

### **4. 現地の代理人団体の有無**

台湾専利師（弁理士）公会（Taiwan Patent Attorneys Association）  
台北市復興南路1段390号11階  
11F., No. 390, Sec. 1. Fuxing S. Rd. Taipei City 106, Taiwan  
Tel: 886-2-2701-1990  
Fax: 886-2-2701-0799  
Email: mail@twpaa.org.tw  
URL: <http://www.twpaa.org.tw/>

### **5. 出願言語**

中国語、日本語、英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、ポルトガル語、アラビア語、韓国語で、出願することができます。

### **6. その他関係団体**

公益財団法人日本台湾交流協会東京本部  
東京都港区六本木3丁目16番33号青葉六本木ビル7階  
Tel: 03-5573-2600  
Fax: 03-5573-2601

## 7. 特許情報へのアクセス方法

特許データベース（中国版）

<http://twpat.tipo.gov.tw/#>

特許データベース（英語版）

<http://twpat.tipo.gov.tw/tipotwoc/tipotwekm> でアクセスすることが可能です。

新興国等知財情報データベース

台湾における専利出願の案件状態又は無効審判の結果の調べ方

<http://www.globalipdb.inpit.go.jp/etc/1679/>

## 特許制度

### 1. 現行法令について

改正専利法（特許法、実用新案法、意匠法に相当）が2017年1月18日に公布され、2017年5月1日から施行されております。

<改正法の内容>

- (1) 新規性喪失の例外の適用に関するグレースペリオドが6ヶ月から12ヶ月に延長されました。
- (2) 新規性喪失の例外の適用事由が緩和されました。
- (3) 新規性喪失の例外の適用を主張する場合の、「出願と同時」に主張との規定が、削除されました。

### 2. 特許出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request) :

出願人の名称及び住所、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報を記載します。

#### (2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims) :

- ① 中国語以外の言語により出願することができます。
- ② 但し、この場合には出願日から4ヶ月以内に中国語による翻訳文を提出する必要があります（更に2ヶ月延長可能）。

#### (3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract) :

#### (4) 委任状 (Power of Attorney) :

- ① 出願人が署名し、認証は不要です。
- ② 出願日から4ヶ月以内に提出できます。2ヶ月の延長が可能です。

#### (5) 譲渡証 (Assignment) :

提出は不要です。

#### (6) 優先権証明書 (Priority Document) :

- ① 優先日から16ヶ月以内に提出することができます。
- ② なお、専利法の規則改正（2016年7月1日施行）により、優先権証明書類を電子ファイルで提出した場合は、原本の優先権証明書類の提出が不要となりました。

### 3. 料金表（単位：新台幣ドル（NTD）です）

#### (1) 出願料金:

- |              |       |
|--------------|-------|
| ① 紙形式出願の場合   | 3,500 |
| ② オンライン出願の場合 | 2,900 |

(2) 審査請求料金：

①基本料金（クレーム数 10 個. 50 頁まで）	7,000
②10 以上 1 クレーム当たり加算額	800
(3)再審査料金（拒絶後の再審査請求）	7,000
(4)特許証発行料金	1,000
(5)年 金：	
①1 年度から 3 年度まで（各年当たり）	2,500
②4 年度から 6 年度まで（各年当たり）	5,000
③7 年度から 9 年度まで（各年当たり）	8,000
④10 年度以降（各年当たり）	16,000

4. 料金減免制度について

特許権者が自然人や、中小企業又は学校の場合には、特許料の減免を申請することができます。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は導入されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は導入されております。

8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

(1)出願書類が提出されますと、方式審査、実体審査、公告査定/初審拒絶、再審査請求、公告査定/再審査拒絶、訴願等の手順で進められます。

(2)方式審査：

出願に必要な書類が提出されているか、審査されます。

(3)出願公開：

出願日（又は優先日）から 18 ヶ月経過後、出願内容は公開されます。

(4)不特許事由：

以下に該当するものは、特許を受けることができません。

- ①動物、植物、及び動物や植物を生み出す主な生物学的方法  
但し、微生物学的方法は該当しません。
- ②人体又は動物の病気の診断、治療又は外科手術の方法
- ③公序良俗又は公衆衛生を害するもの、等です。

(5) 新規性：

- ① 出願に係る発明が、出願日（又は優先日）前に世界のいずれかの場所において、既に刊行物に記載され、公然実施され、既に公然知られたものは特許を受けることができません（絶対的新規性の採用です）。
- ② 今回の専利法改正の内容（2017年5月1日施行）
  - (a) グレースピリオド：6ヶ月から12ヶ月に延長されました。
  - (b) 例外規定の適用事由：以下のように、公開態様が拡大されました。
    - (i) 発明が出願人の行為に起因して公開されたこと
    - (ii) 発明が出願人の意に反して公開されたこと
  - (c) 手続き：出願と同時に適用を主張の文言が削除されました。

(6) 実体審査について：

- ① 出願日から3年以内に出願審査の請求をする必要があります。
- ② 拒絶理由通知：

特許要件を満たしていないと判断された場合、審査官の意見が通知されます（我国の拒絶理由通知に相当します）。

審査官の意見通知書に対して、出願人は指定期間内（通常、60日以内）に意見書等を提出して応答することができます（延長可能）。
- ③ 最終拒絶理由通知：

応答により拒絶理由は解消されたが、新たな拒絶理由が発見された場合に、必要があると認めた場合には、最終拒絶理由通知書が発行される場合があります（最終拒絶理由通知制度の導入です）。
- ④ 拒絶査定（初審査）：

補正が、拒絶理由を解消せず、又上記の目的に該当していない場合には、出願は拒絶査定されます。
- ⑤ 特許査定（初審査）：

特許要件を満たしている場合には、特許査定となり査定書発行日から3ヶ月以内に証書料金及び1年目の特許料金を納付する必要があります。
- ⑥ 再審査請求（Re-Examination）：

出願が拒絶査定された場合、当該拒絶査定通知の発行日から60日以内（3ヶ月延長可能）に、再審査を請求することができます。

  - (a) 再審査請求の際に、特許請求の範囲等の補正を行うことができます。
  - (b) 再審査請求後も、依然として特許要件を満たしていないと判断された場合には、最終拒絶理由通知が発行される場合もあります。
  - (c) 補正書等の提出後も、依然として特許要件を満たしていない場合、再審査拒絶査定（再審査）がなされます。

一方、応答により特許要件を満たしていると判断された場合は、特許査定（再審査）がなされます。



⑦ 訴願請求

再審査審定で拒絶査定された場合、経済部に 30 日以内に訴願を請求することができます。

(7) 明細書等の補正の時期：

- ① 原則として、特許査定までは自発補正することができます。
- ② 拒絶理由通知を受領した後は、拒絶理由通知書に対する応答期間内に限り補正をすることができます。

(8) 分割出願：

- ① 初審査における特許査定通知書発行後 30 日以内にも分割出願をすることができます。
- ② 但し、再審査審定（再審査拒絶査定や再審査特許査定）後には、分割出願をすることはできません。

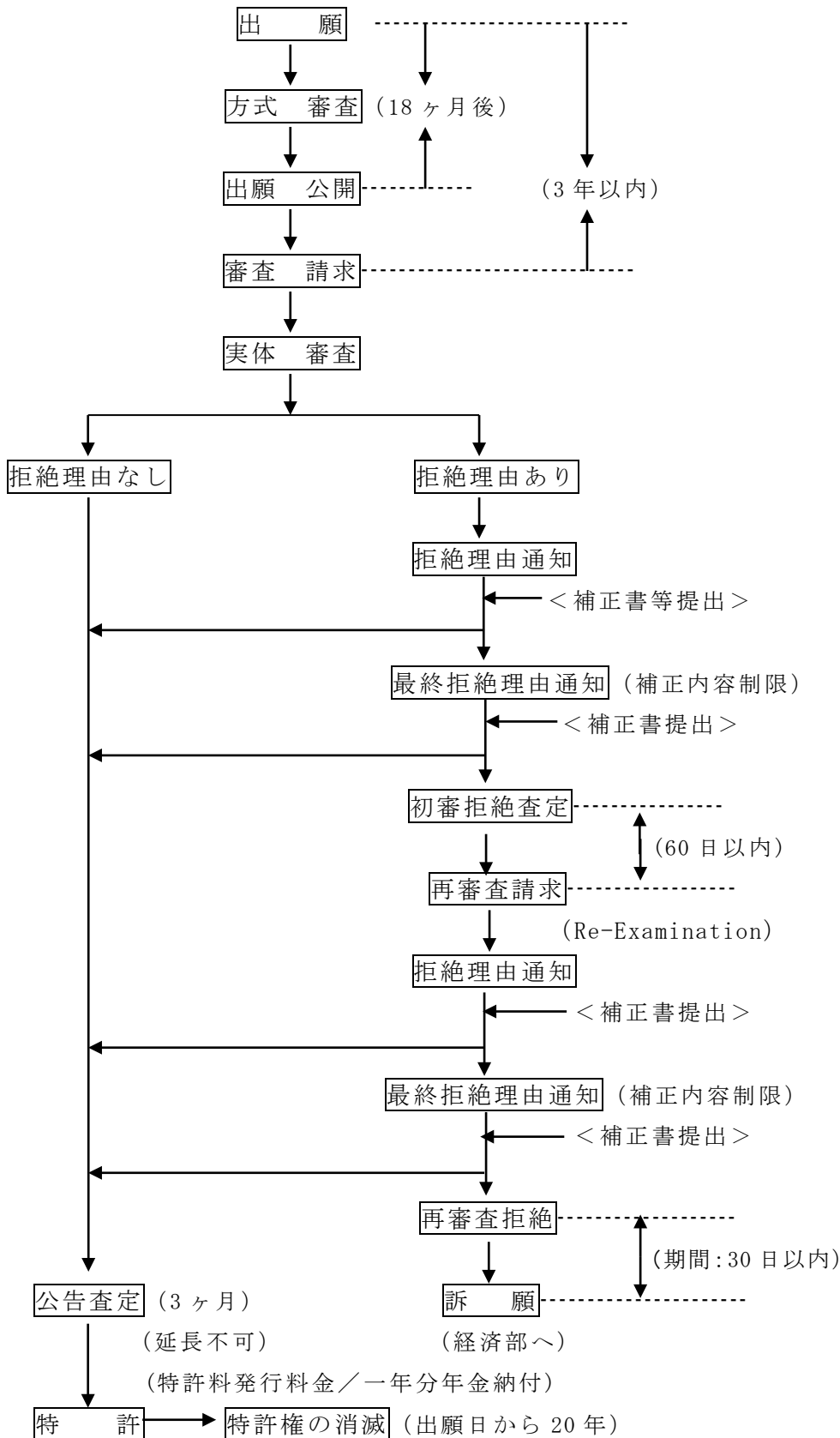
(9) 異議申立て：

規定されておられません。

(10) 早期審査：

- ① 2010 年 1 月 1 日から早期審査が施行され、2012 年 5 月 1 日から特許審査ハイウェイ施行プログラムが実施され、又 2014 年 5 月 1 日から PPH MOTTAINAI 施行プログラムも可能となりました。

出願から特許までの手続のフローチャート



## 日本・台湾特許審査ハイウェイ（PPH）に関して：

日本・台湾特許庁との間で特許審査ハイウェイ施行プログラムが、2012年5月1日から実施されており、2017年5月1日から更に3年間継続されることになりました。

PPH MOTTAINAI 施行プログラムも導入されております。

以下、日本出願に基づき、台湾出願において PPH に基づく早期審査の要件等について説明します。

### (1) 申請の要件：

①台湾出願及び日本出願が、優先日又は出願日のうち、最先の日付が同一であること。

台湾出願において満たすべき主な条件は次の通りです。

(a)台湾出願が、日本出願に基づく優先権を主張している出願、又は優先権を伴わない PCT 出願に基づく優先権を主張している出願であること

(b)台湾出願が、優先権主張を伴う日本出願の基礎出願となっている出願、又は日本出願と同一の優先権を主張している出願であること

②対応する日本出願が、特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。

(a)請求項は、特許査定となっていない場合であっても、最新の Office Action で審査官が請求項を特許可能であると特定した時に特許可能と判断されたこととなります。

(b)Office Action には、次の通知が含まれます。

(i)特許査定、(ii)拒絶理由通知書、(iii)拒絶査定、(iv)審決  
例えば、拒絶理由通知書において、ある請求項について「現時点では、拒絶理由を発見しない」と記載されている場合は、特許可能と判断されます。

③台湾特許出願の全ての請求項が、対応する日本出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応していること。

④台湾出願において最初の審査報告書が通知されていないこと。

### (2) 提出書類：

申請書に、下記の書類を添付する必要があります。

①日本出願に対し通知された、すべての Office Action(以下、「OA」と言います)の写し、及びその翻訳文。

(a)翻訳文の言語は中国語又は英語が利用可能です。

(b)日本特許庁の「OA」が、特許庁の AIPN により提供されている場合には、台湾特許庁の審査官は「OA」及びその翻訳文を当該 AIPN により

入手可能ですので、「OA」の写し及び翻訳文を提出する必要はありません。

- ②日本出願の特許可能と判断されたすべての請求項の写し、及びその翻訳文。

翻訳文及び請求項の写しの提出に関しては、上記①と同様です。

- ③日本出願で引例された引用文献の写し。

(a)引用文献が特許文献の場合には、原則として提出を省略することができますが、非特許文献の場合には提出の省略はできません。

(b)なお、引用文献の翻訳文は提出する必要はありません。

- ④台湾出願の請求項と、日本出願で特許性ありと示された請求項が十分に対応していることを示す請求項対応表。

- (3)その他：

申請時に台湾出願が公開されていない場合、早期公開を申請する必要がありますが、早期公開料金として新台幣ドル 1,000 が必要となります。

## 9. 特許権の存続期間及び起算日（権利の発生日）

- (1)存続期間は、出願日から 20 年目の前日までです。

特許の公告日から発生します。

- (2)特許付与料金及び 1 年目の年金納付が必要です。

その後、特許権を維持するためには、2 年目以降の年金を毎年納付する必要があります。

## 10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）

PCT 条約に加盟しておりませんので、PCT 出願をすることはできません。

## 11. 留意事項

- (1)審査請求から First Action（拒絶理由通知等）までの所要期間：約 1 年です。

- (2)出願から最終処分（特許又は拒絶）までの所要期間：

出願と同時に審査請求をした場合は、約 1 年 8 ヶ月～2 年です。

- (3)出願の際：

中国語表記による出願人名称が存在する場合は、その表記を現地代理人に連絡するように留意して下さい。

## **実用新案制度**

### **1. 現行法令について**

2017年5月1日施行の改正専利法（特許法、実用新案法、意匠法）が適用されています。

### **2. 実用新案出願時の必要書類**

特許出願の場合と同様です。

### **3. 料金表（単位：新台幣ドル（NTD）です。）**

(1) 出願料金：

①紙形式の出願の場合	3,000
②オンライン出願の場合	2,400

(2) 登録証発行料金 1,000

(3) 技術評価書請求料金 5,000

(4) 年 金（各年度当たり）：

①1年度から3年度	2,500
②4年度から6年度	4,000
③7年度以降	8,000

### **4. 料金減免制度について**

特許出願の場合と同様です。

### **5. 実体審査の有無**

実体審査は行われません。

### **6. 出願公開制度の有無**

出願公開制度は導入されておりません。

### **7. 審査請求制度の有無**

審査請求制度は導入されておりません。

### **8. 出願から登録までの手続の流れ**

出願は、方式的要件、保護対象の要件、及び明細書の開示要件について審査され、新規性等の実体的審査は行われません。

なお、上記要件を満たしていない場合、最終拒絶前に一回に限り審査意見通知書が発行され、出願時の開示範囲内において明細書の補正（60日以内）

が認められます。

(1) 保護対象について：

実用新案とは、物品の形状や構造、又その組合せに関するもので、自然法則を利用した技術的思想の創作とされています。

(2) 不登録事由について：

主な不登録事由は、次の通りです。

① 実用新案の保護対象に合致しない場合

② 発明の単一性を満たしていない場合

③ 公序良俗に反する場合

④ 実用新案が明細書等に実施できるよう、開示されていない場合

(3) 新規性について：

発明特許と同様です。

(4) 登録の付与手続きについて：

① 特許庁は、先ず方式的要件の審査を行い、要件を満たしていないと判断した場合、指定期間内に補正すべき旨を命じます。

② 方式的要件の審査の結果、出願が以下のいずれかに該当する場合には、拒絶すべき旨の査定が発行されます。

(a) 実用新案が、物品の形状、構造又は組み合わせに該当しない場合

(b) 実用新案が、公序良俗に反する場合

(c) 明細書が発明開示不十分の場合

(d) 単一性の要件を満たしていない場合

(e) 補正が、出願当初の明細書等の記載内容を超えている場合

③ 方式的要件の審査の結果、拒絶理由がないと判断された場合には、出願認容の通知が発行されます。

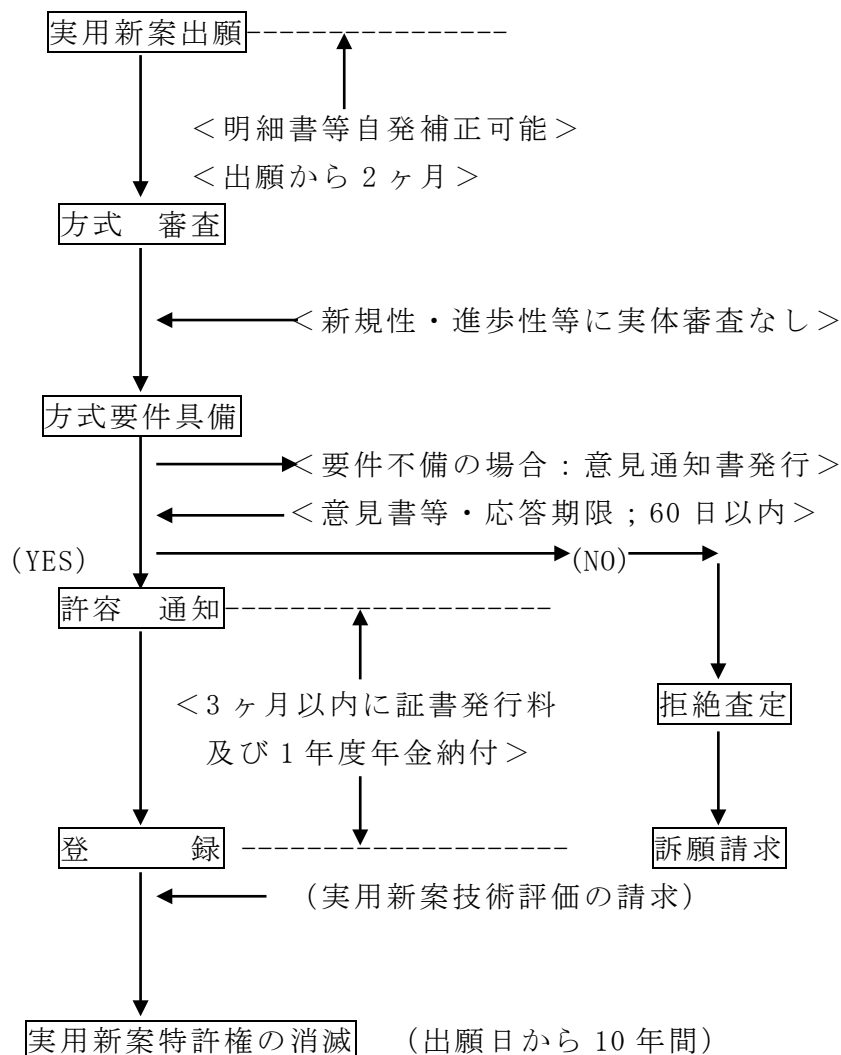
出願人は、この通知の日から3ヶ月以内に登録証発行料金及び1年度年金を納付しなければなりません。

上記料金納付後、出願は公告され、その後実用新案特許証が発行されます。

(5) 実用新案技術評価について

この実用新案技術書は、実用新案登録出願に係る考案が、特定の登録要件に該当するか否かを審査官が作成した技術的評価で、実用新案特許権者が権利行使をする場合に相手方に当該評価書を提示することが要件となるものです。

## 出願から登録までの手続のフローチャート



### 9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 出願日から10年目の前日まで、です。
- (2) 實用新案特許権は、實用新案特許の公告日から発生し、その後、2年度目から毎年年金を納付する必要があります。

### 10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について

- (1) 實用新案特許権者が、第三者の侵害に対して権利を行使する場合には、わが国の實用新案法と同様、實用新案技術評価書を提示することが要件となっております。  
 しかし、以前の規定では實用新案技術評価書の提示は訴訟の要件ではないとされておりました。
- (2) 2013年の改正法において、實用新案権者は實用新案技術評価書を提示

しない場合には、警告を行ってはならないと規定されました。

11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要(国内段階移行期限等)  
特許発明と同様、PCT 出願で保護を求めることはできません。

## 12. 留意事項

- (1) 出願から First Action (拒絶理由通知等) までの所要期間：  
約 2 ヶ月です。
- (2) 出願から最終処分 (登録又は拒絶) までの所要期間：  
約 3 ヶ月です。
- (3) 上述しましたように、実用新案特許は無審査で登録されます。  
しかしながら、我国の実用新案法と同様に、実用新案特許の侵害に対して権利行使をする際には、実用新案技術評価書の提示が必要となります。



## 意匠制度

### 1. 現行意匠法について

2017年5月1日施行の改正専利法（特許法、実用新案法、意匠法）が適用されております。

### 2. 意匠出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request) :

創作者及び出願人の氏名及び住所、国籍。ロカルノ協定に基づく意匠の分類、優先権主張の情報等を記載します。

#### (2) 明細書 (Description) :

①意匠に係る物品名、物品の用途、意匠の説明、物品の外観が変化する場合には、使用状態の変化などの簡潔な説明を記載します。

②明細書には、所謂当業者が、内容を理解し、且つ実施できるように、明確且つ十分に開示する必要があります。

③また、部品であれば、その部品が組み込まれる物品名も記載する必要があります。

#### (3) 図面 (Drawings) :

当業者が意匠を理解して実施できるように記載します。

#### (4) 優先権証明書 (Priority Document) :

優先日から10ヶ月以内に提出することができます。

#### (5) 委任状 (Power of Attorney) :

特許出願の場合と同様です。

#### (6) 譲渡証 (Assignment) :

2013年1月1日施行の改正法により提出が不要となりました。

### 3. 料金表 (単位：台湾ドル(NTD)です)

#### (1) 出願手数料 :

①紙形式出願の場合 3,000

②オンライン出願の場合 2,400

(2) 登録証発行料金 1,000

(3) 取消・無効請求料金 8,000

(4) 再審査請求 3,500

#### (5) 年金 (各年度当たり) :

①1年度から3年度 800

②4年度から6年度 2,000

③7年以降 3,000

#### 4. 料金減免制度について

料金の減免制度は導入されております。

#### 5. 実体審査の有無

意匠出願は実体審査の対象となります。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は導入されておられません。

#### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は導入されておられません。

#### 8. 出願から登録までの手続きの流れ

(A) 実体審査が行われた後、登録の決定が行われます。

(B) 部分意匠、コンピューターアイコン、使用者の図形インターフェイス、また組物の意匠登録が認められております。

関連意匠制度が設けられ、類似意匠制度は廃止されました。

(C) 意匠の定義：

意匠とは、物品の全部又は一部の形状、模様、色彩又はこれらの結合であって、視覚に訴える創作と定義されております。

(1) 方式審査：

① 意匠出願は、最初に方式要件を具備しているか否かについての方式審査が行われます。

方式不備がある場合には、補正指令が発せられ所定期間内に不備を補正するよう求められます(応答期間は60日となっています)。

② 意匠出願は、一の意匠について行わなければなりません。

(2) 実体審査：

① 方式要件を具備した出願については実体的登録要件(産業上の利用性、新規性、創作性)の審査が行われます。

② 拒絶理由が発見されると、拒絶理由通知が発行され、所定の期間内に意見書等を提出することができます。

(3) 関連意匠出願：

① 同一人が、2以上の類似する意匠を有する場合、意匠登録出願及び関連意匠登録出願を行うことができます。

② 関連意匠の出願日は、原意匠(本意匠)の出願日よりも後でなければなりません。

③関連意匠出願は、原意匠（本意匠）の公告後には、行うことができません。

(4)登録要件：

①産業上の利用可能性

以下の場合には、産業上の利用性がないものとされます。

(a)意匠が意匠の定義に該当しない場合

(b)意匠が純粋に芸術的な創作又は美術工芸品に関するものである場合

②新規性

同一・類似の意匠が出願日前（優先日前）に世界のいずれかで、刊行物に記載され、公然実施され、公知となっている場合、新規性はありません。

<新規性喪失の例外>

出願人の行為に起因して、又は意に反して意匠が公開された場合、当該公開日から6ヶ月以内に出願をした場合には、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができます。

③創作容易性

意匠の創作が容易と判断される場合、登録を受けることはできません。

④その他の主な不登録事由

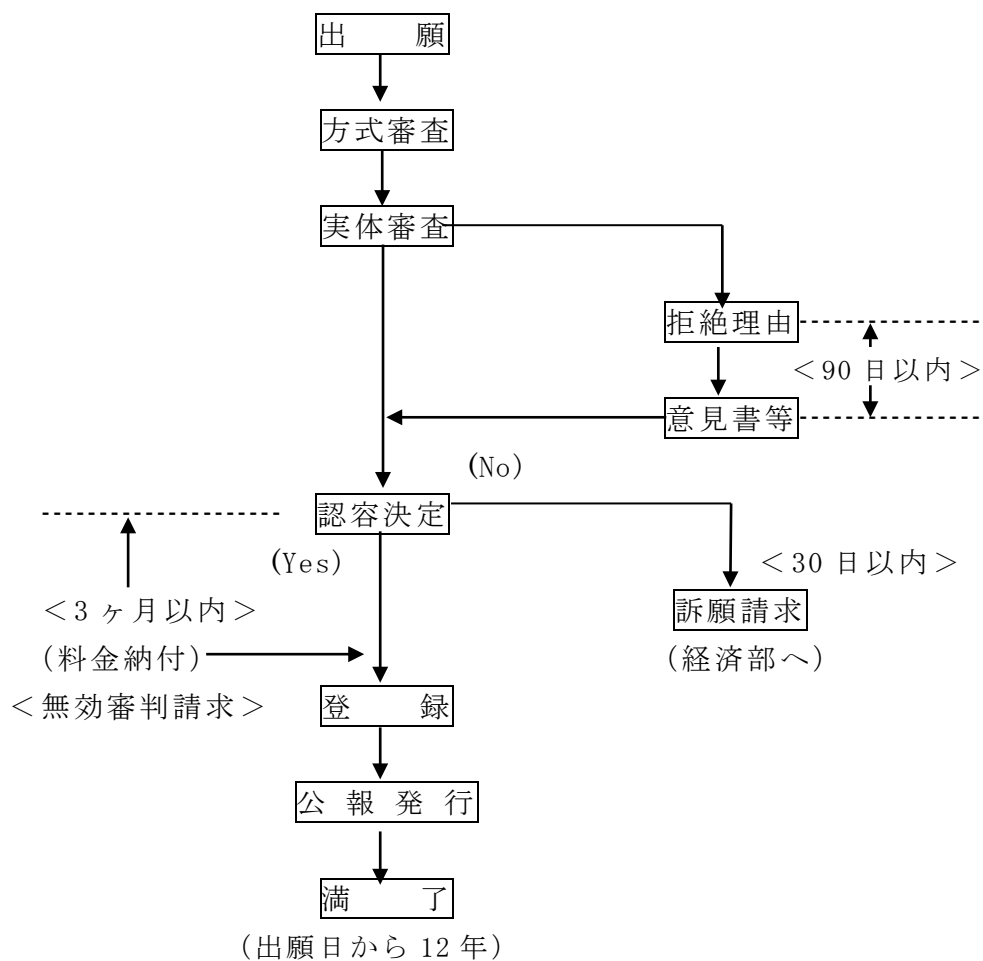
(a)物品の形状意匠が純粋に機能的である場合です。

(b)公の秩序、善良の風俗又は公衆衛生を害する意匠です。

(5)組物の意匠出願：

2以上の物品が同一の類別に属し、かつ習慣上、組物として販売又は使用する場合、1意匠で出願することができます。

## 出願から登録までの手続のフローチャート



### 9. 存続期間及びその起算日(権利の発生日)

(1) 意匠権の存続期間は、出願日から12年です。

意匠権は、意匠付与の公告日に発生します。

(2) 関連意匠の意匠権の存続期間は本意匠の意匠権の存続期間と同一です。

### 10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度が導入されています。

### 11. 留意事項

(1) 出願から First Action (拒絶理由通知等) までの所要期間:

約6ヶ月です。

(2) 出願から最終処分(登録又は拒絶)までの所要期間:

約9ヶ月です。

## 商標制度

### 1. 現行法令について

2016年12月15日施行の改正商標法が適用されております。  
商標法第98条の改正です。実務的には影響はありません。

### 2. 商標出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request) :

- ① 出願人の住所及び氏名（法人の場合は名称）、商品・サービスの表示及びそれらの属する区分等を記載します。
- ② 一出願多区分制が導入されましたので、一出願で複数の区分を指定することが可能です。
- ③ 音響標章の場合：  
音響標章である旨の表示、楽譜又は数字楽譜による表示及び説明書、音響を録音したCDが必要です。
- ④ 色彩標章の場合：  
色彩標章である旨の表示、色彩の詳細及びその説明が必要です。

#### (2) 委任状 (Power of Attorney) (包括委任状制度あり) :

出願日から4ヶ月(2ヶ月間の延長可能)以内に提出できます。

#### (3) 商標見本 (Marks) :

#### (4) 優先権証明書 (Priority Document) :

台湾出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

### 3. 料金表 (単位：台湾ドル(NTD)です)

(1) 出願料:	(電子出願)
① 商品出願(1区分、20品目以下)	2,700
② 商品出願(1区分、20以上、1品目当たり加算)	+200
③ 役務出願(第35から第45類まで)	2,700
(2) 登録料:	
① 一括払い、1区分当たり	2,500
② 二回払い、1区分当たり(2等分割払い)	1,500
(3) 異議申立料金(1区分当たり):	4,000
(4) 更新料金(1区分当たり):	4,000
(5) 無効審判請求料金(1区分当たり):	7,000
(6) 取消請求料金(1区分当たり):	7,000

#### 4. 料金減免制度について

料金の減免制度は導入されておられません。

#### 5. 実体審査の有無

商標出願は実体審査の対象になります。

#### 6. 出願公開制度の有無

公開制度は導入されておられません。

#### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は導入されておられません。

#### 8. 出願から登録までの手続きの流れ(フローチャートを含む期限等の説明)

商標出願は方式審査を経た後、不登録事由に該当するか否かについて審査されます。

(1) 主な不登録事由：

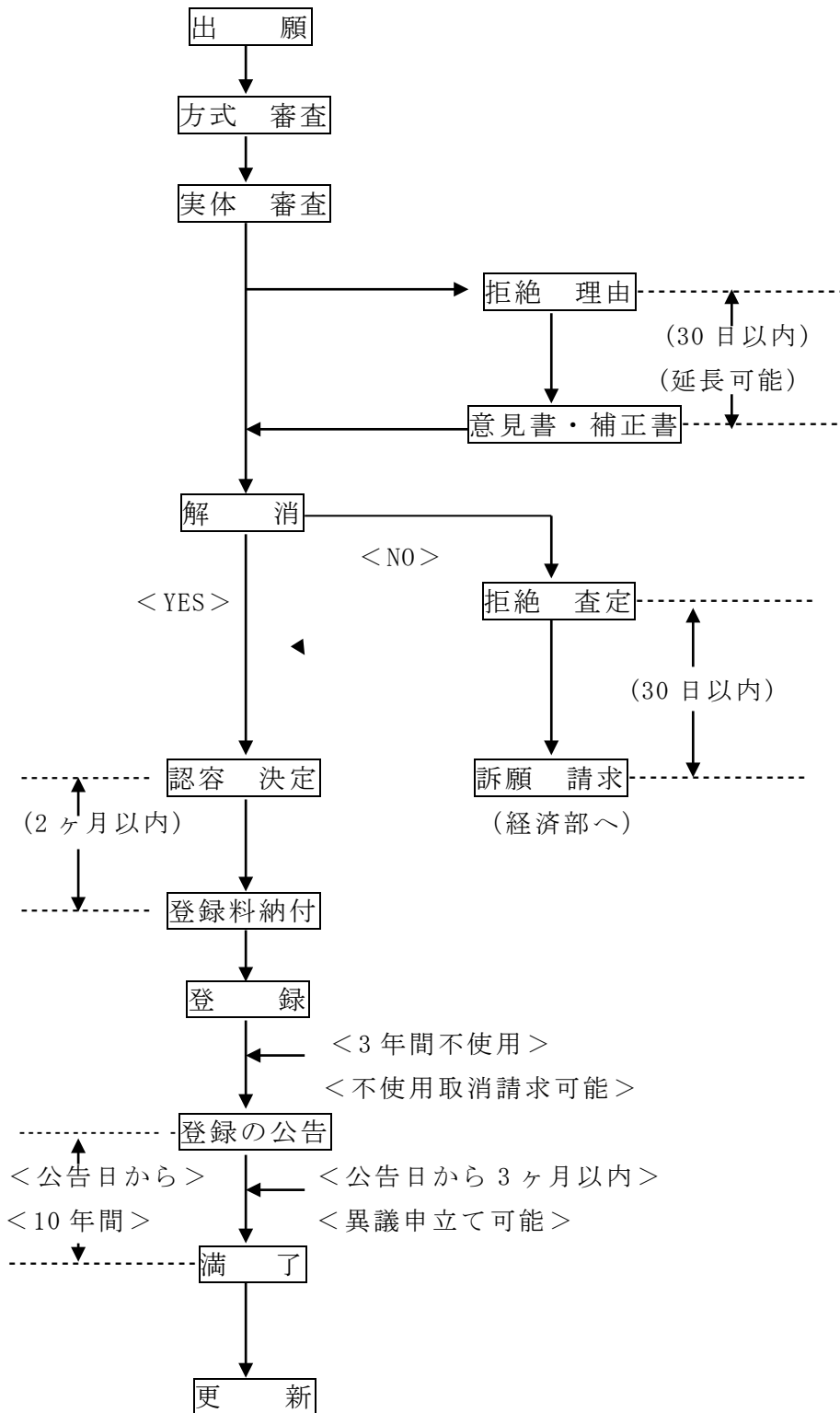
- ① 識別力のない標章
- ② 商品・サービスの形状、品質、機能又は他の説明を表示する標章
- ③ 商品又はその包装の3次元形状であって意図する機能を発揮するために必要なもの
- ④ 台湾の国旗、軍旗、官印、勲章等、外国の国旗と同一又は類似の標章
- ⑤ 公序良俗に反する標章
- ⑥ 他人の登録商標と同一又は類似の標章であって、同一又は類似の商品について使用されるもの
- ⑦ 他人の周知商標と同一又は類似の商標であって、関連公衆に混同を生じさせるおそれがある場合、又は当該周知商標の識別力又は名声を希薄化させるおそれがある場合

(2) 実体審査：

- ① 上記の不登録事由に該当するときは拒絶理由通知が発行され、所定の期間内（通常は30日以内）に意見書等を提出することができます。
- ② 出願人は拒絶理由を解消するために、指定商品・サービスの減縮、削除、出願の分割、セカンダリーミーニングの主張（識別力を獲得した旨）などを行うことができます。
- ③ また、先行登録商標による拒絶の場合には、出願商標と当該先行登録商標が類似する場合には、当該先行登録商標の商標権者の同意（コンセント）を得ることにより出願商標は当該拒絶を解消することができます。

- ④商標が識別性のない部分を含んでいる場合には、当該部分に権利不要求（ディスクレーマー）をして登録を受けることも可能です。
- ⑤拒絶理由が克服できない場合は拒絶の査定がなされます。拒絶の査定に対しては審判を請求することができます。
- ⑥出願された商標が不登録事由に該当しないときは商標登録、登録公告され第三者に異議申し立ての機会が与えられます。

出願から登録までの手続きのフローチャート





## 9. 存続期間及びその起算日(権利の発生日)

- (1) 商標権の存続期間は登録の公告日から10年です。  
商標権は登録の公告日から発生します。
- (2) 存続期間は10年単位で更新することができます。  
更新出願は存続期間の満了前6ヶ月から満了までに行う必要がありますが、満了後6ヶ月の猶予期間があります。

## 10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での使用義務はありません。

## 11. 保護対象

- (1) 商標は、言葉、標語、文字、数字、画像、描画、色彩の組み合わせ、又は3次元形状、及びこれらの組み合わせ、並びに2次元で表現可能な音符も含まれます。
- (2) 所謂、新しい商標としての色彩のみの商標、音響商標、動態商標、匂い等の商標も、保護されています。

## 12. 留意事項

- (1) 出願からFirst Action(拒絶理由通知等)までの所要期間:  
約6ヶ月です。
- (2) 出願から最終処分(登録又は拒絶)までの所要期間:  
約8ヶ月です。
- (3) 異議申立制度:  
付与後の異議申立制度が導入されております。
- (4) 不使用による取消:
  - ① 登録商標が継続して3年以上使用されていない場合には、利害関係人は商標登録の取り消しを請求することができます。
  - ② 不使用取消しを請求された場合には、商標権者は登録商標が使用されていることを立証する義務を負います。
- (5) 無効審判:
  - ① 商標登録が過誤によりなされた場合、すなわち、識別性がないにも拘わらず登録された場合、先行商標と抵触するにも拘わらず登録された場合などには、利害関係人は登録の無効を請求することができます。
  - ② 但し、これらを理由とする場合には、登録後5年の除斥期間がありますので注意が必要です。